

## みどりみらい 2nd SEASON ぐんじとしのりの議会報告

2006/06/03 Vol. 88 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362  
E-MAIL ID / mmirai@kitemachi.com

### 印西市議会「文教福祉常任委員会」が開催されました。

いつもお世話になっております。今回は私が所属する委員会での活動内容について、また先日開催された勉強会について、ご報告していきたいと思っております。

#### 常任委員会とはどのようなものか？

常任委員会は「地方自治法 109 条」に定義され、議員は全員 1 つの常任委員会(印西市では 4 つ)に属し、「その部門に属する当該地方公共団体の事務」に関して、執行機関からの説明や書類の提出等を要求する権限(所掌事務調査権)を持ちます。私は「文教福祉常任委員会」に属し、副委員長として活動を行っています。

#### 文教福祉常任委員会（6 人）

##### 保健福祉部の所掌に属する事項

（社会福祉課、児童福祉課、介護福祉課、健康管理課、国保年金課が所掌です。）

##### 教育委員会の所掌に属する事項

(印西市 / 4 つの常任委員会 ~ 他の 3 つの委員会)

総務常任委員会	総務部 / 会計課 / 選挙管理委員会 / 監査委員の所掌事務調査権
市民経済常任委員会	市民経済部の所掌事務調査権
都市建設常任委員会	都市建設部 / 水道課の所掌事務調査権

#### 文教福祉常任委員会の内容について

今回、5月19日(金曜日)に委員会の勉強会が開催されましたので、その内容について、皆様にご報告を申し上げます。(今回は主に現在国会で審議されている法律や制度について市から説明を受けました。)

##### [勉強会の内容について]

- \* 教育委員会所掌による内容
  - 教育基本法の変更について
  - スポーツ振興計画の策定について<sup>(1)</sup>
- \* 保健福祉部所掌による内容
  - 介護保険の改正について<sup>(2)</sup>
  - 医療制度改革について
  - 障害者自立支援法について

##### (1) スポーツ振興計画について

印西市では、平成 18 年度・19 年度の 2 ヶ年で「スポーツ振興計画」を策定することとしています。(計画期間は平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間の予定です。)

また、計画の策定にあたって、具体的な施策や実現に向けた数値目標などについて、スポーツ振興法に基づいたスポーツ振興審議会の意見を聞きながら策定していくこととしています。

(平成 17 年 12 月議会で「スポーツ振興審議会条例」が制定されたことによって、市長の諮問で審議会は今後開催されることとなります。)

「平成 18 年度の予定」としては以下のとおりです。

- ・ 基礎的諸資料の収集整理及び分析
- ・ 市民アンケート調査の実施と分析
- ・ 関係団体の活動上の現状・問題点や施策ニーズ等の把握調査の実施
- ・ 基本構想素案の策定  
(審議会は年 5 回程度開催する予定です。)

## (2) 介護保険について

前回の紙面でもお伝えしましたが、今回は一部の方から質問がございました「減免」について、印西市の現状をご報告いたします。

### 保険料の減免について、どう考えているのか？

「本来、介護保険は相互扶助の考え方に基づく社会保険制度であり、介護保険料は、全ての被保険者が均等に負担すべきものでありますが、高齢者の所得状況を考慮し、段階に応じた一定の応能負担を導入しております。減免制度については、介護保険条例 16 条の規定に基づき対応しております。」 (市役所担当の回答)

#### 印西市介護保険条例

(保険料の減免)

**第 16 条** 市長は、保険料の納付義務者が前条第 1 項各号のいずれかに該当することにより、かつ、その者から保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。 ・ ・ ・ 以下略

(保険料の徴収猶予)

**第 15 条** 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該保険料の納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 月以内の期間を限って、その保険料の徴収を猶予することができる。

(1) 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作等その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情により、特に市長が必要と認めたこと。 ・ ・ ・ 以下 略

\* 詳細は、印西市役所 保健福祉部介護福祉課 (電話 42-5111)までお問い合わせください。

### 市政報告会を実施します。

市議会会派「市民自治ネットワーク」(ぐんじとしのり、増田葉子、大津美保子)では以下の日程で議会報告会を開催いたします。お時間があるかたはお越しください。(資料はご用意させていただきます。)

**平成 18 年 6 月 11 日(日曜日) 14 時 00 分~16 時 00 分**

**於：中央駅前センター(2 階 第一会議室) / 保育サービスを行います。**

**( \* 保育サービスを希望される方は事前にご連絡をお願いいたします。 )**

内容：3 月議会の報告(予算について他) / 木下駅舎改築について / 6 月議会にむけて その他

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。この紙面へのご意見に限らず、市政全般へのご提言、ご批判、皆様からのご相談はいつでも承ります。あるべき市政の姿を求めて皆様と手を携えていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

ぐんじとしのり